平成31年3月19日 条 例 第 1 5 号

(目的)

第1条 この条例は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第39条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内の建築物の緑化率の最低限度を定めることにより、周辺環境と調和した緑豊かで良好な都市環境を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、都市緑地法、都市計画法(昭和43年法律第1 00号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項の規定により告示された草加柿木産業団 地地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域に適用する。

(建築物の緑化率の最低限度)

第4条 前条に規定する区域内において、敷地面積が3,000平方メートル以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2.5以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

(緑化率の最低限度の特例)

第5条 前条の規定は、増築する建築物であって、増築後の床面積の合計が前条の規定の 適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないものについては、適 用しない。

(違反建築物に対する措置)

- 第6条 市長は、第4条の規定に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の 新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是 正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が第4条の規定に違反している事実がある

と認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

- 第7条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、 建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に 関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職 員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施 設、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合 においては、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては ならない。

(緑化施設の管理)

第8条 建築物の維持保全をする者は、その責務において、この条例の規定により設けられた緑化施設が良好に維持されるよう、適切に管理しなければならない。

(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付)

第9条 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は緑化施設を変更しようとする者は、その計画が第4条又は第5条の規定に適合していることを証する書面の交付を受けなければならない。

(緑化施設等の工事の完了の届出等)

- 第10条 第4条の規定の対象となる建築物の新築若しくは増築をしようとする者又は第 5条に規定する範囲内であることが確認された建築物の増築をしようとする者は、緑化 施設等の工事が完了した日から4日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出 なければならない。ただし、災害その他のやむを得ない理由により届出をすることが著 しく困難であるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、第4条又は第5条の規定への適合の 確認のために必要な限度において、その職員に建築物若しくはその敷地又はそれらの工 事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の検査を行う場合について準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第6条第1項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第7条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第7条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 (両罰規定)
- 第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法 人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、 その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の一部改正)

2 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例 (平成17年条例第8号) の一部を 次のように改正する。

第15条ただし書中「又は建基法第18条第24項第1号」を「若しくは建基法第18条第24項第1号」に改め、「認められるとき」の次に「又は都市緑地法(昭和48年法律第72号)第43条第1項に基づく認定を受けている者に該当するとき(緑化施設が雨水流出抑制施設又は駐車場を兼ねている場合を除く。)」を加える。

別表第4公園等の整備の項3の表0.3~クタール以上の項中「ならない」の次に「。 ただし、草加市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例(平成31年条例第15号)第3条に規定する区域内においては、同条例に基づく緑化を行わなければならないものとする」を加える。